記 者 発 表 資 料

令和６年７月２４日
東 北 地 方 整 備 局

有資格業者に対する指名停止措置について

指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
ＳＳスチール開発株式会社	宮城県亘理郡亘理町字堀ノ内４１－１

２．指名停止措置期間
令和６年７月２４日　～　令和６年８月２３日　　（　１ヵ月　）

３．指名停止措置の範囲
東北地方整備局管内

４．事実概要
ＳＳスチール開発株式会社は、同社の業務に関し、労働安全衛生法に違反したとして、令和６年３月５日に仙台簡易裁判所から、同社及び同社社員がそれぞれ罰金刑に処する旨の略式命令を受け、いずれもその刑が確定した。
このことが、建設業法第２８条第１項第３号に該当するとして、令和６年６月１７日に建設業許可部局である宮城県知事から指示処分を受けた。

５．指名停止措置理由
上記のことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「同要領」という。）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第２第１５号に該当する。
また、同要領を準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

参考
○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 別表第２（抜粋）

措　置　要　件	期　間
（不正又は不誠実な行為） 15　別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

＜発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会＞

問い合せ先
国土交通省　東北地方整備局（ＴＥＬ　022-225-2171）（代表）

○ 総務部　契約課　　課長　　川崎（かわさき）　友美（たすみ）　（内線　2511）
　　建設専門官　　渋谷（しぶや）　隆博（たかひろ）　（内線　2512）

総務部　経理調達課　　課長　　千葉（ちば）　哲哉（てつや）　（内線　6551）

○は本件の主務課です。